

## 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要

### ○提案理由

国民健康保険法施行令の改正等に伴い、国民健康保険料の賦課限度額の引上げ及び軽減基準の変更を行うとともに、その他所要の改正を行うため。

### ○改正要旨

#### (1) 保険料の賦課限度額の引上げ

平成31年度の国民健康保険料の賦課限度額について、医療分3万円を引上げ合計額93万円から96万円に引上げを行う改正に伴うもの。

【年度別の賦課限度額】 (円)

	医療分	後期支援分	介護分	計
平成27年度	520,000	170,000	160,000	850,000
平成28年度	540,000	190,000	160,000	890,000
平成29年度	540,000	190,000	160,000	890,000
平成30年度	580,000	190,000	160,000	930,000
平成31年度	<b>610,000</b>	190,000	160,000	<b>960,000</b>
前年度比較	<b>30,000</b>	0	0	<b>30,000</b>

#### (2) 国民健康保険料の軽減基準の変更

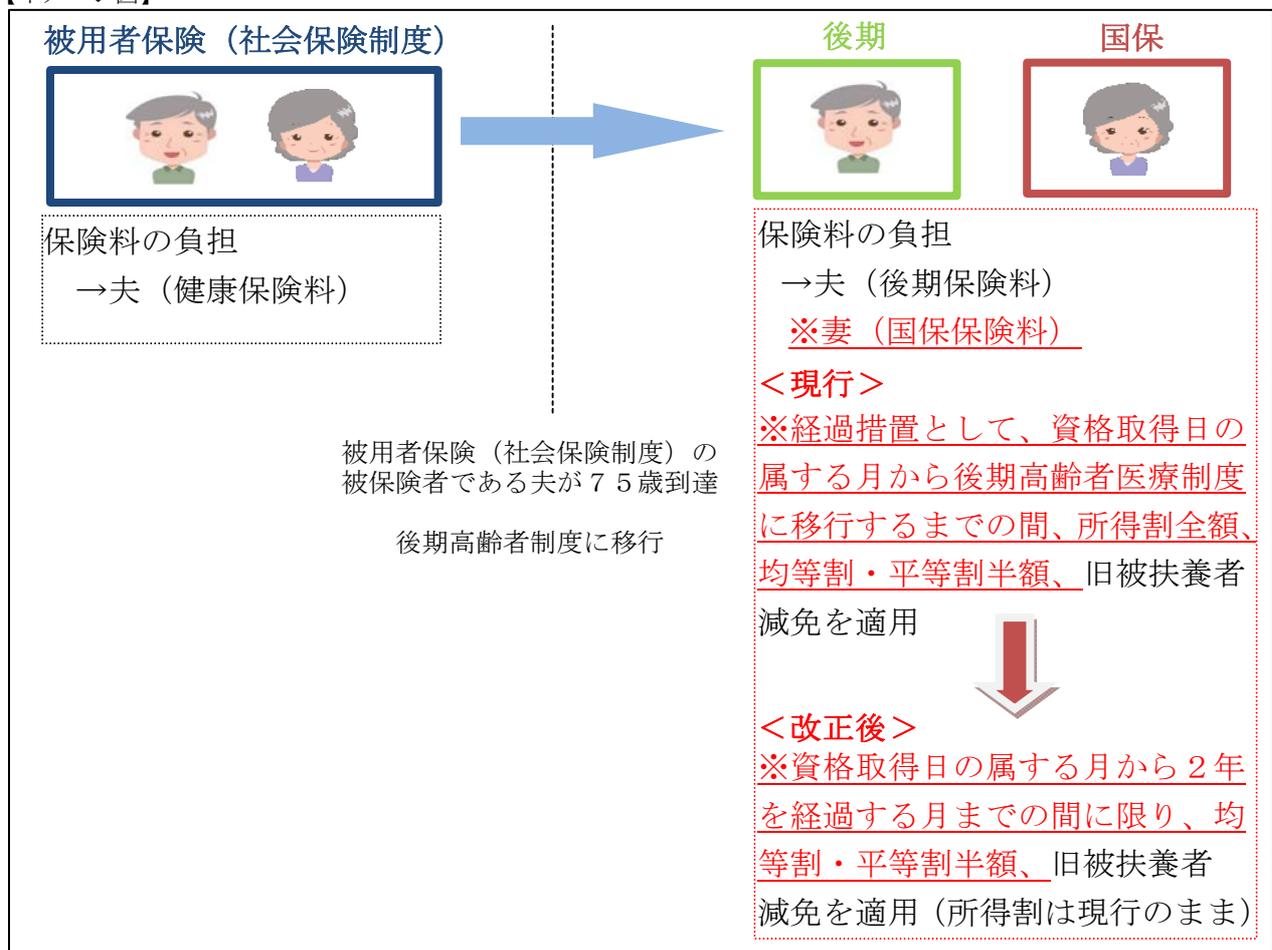
世帯の所得が一定基準以下の場合に、保険料の被保険者均等割額・世帯別平等割額が軽減される制度について、その基準を緩和し、軽減対象の変更を行う改正に伴うもの。

	軽減割合	基準	被保数	世帯所得
現 行	7割軽減	世帯総所得が33万円以下	—	330,000円以下
	5割軽減	世帯総所得が[33万円+ <b>27万5千円</b> ×被保険者数]以下で、7割軽減該当者以外	1人	605,000円以下
			2人	880,000円以下
			3人	1,155,000円以下
	2割軽減	世帯総所得が[33万円+ <b>50万円</b> ×被保険者数]以下で、7割・5割軽減該当者以外	1人	830,000円以下
			2人	1,330,000円以下
3人			1,830,000円以下	
改 正 後	7割軽減	世帯総所得が33万円以下	—	330,000円以下
	5割軽減	世帯総所得が[33万円+ <b>28万円</b> ×被保険者数]以下で、7割軽減該当者以外	1人	610,000円以下
			2人	890,000円以下
			3人	1,170,000円以下
	2割軽減	世帯総所得が[33万円+ <b>51万円</b> ×被保険者数]以下で、7割・5割軽減該当者以外	1人	840,000円以下
			2人	1,350,000円以下
3人			1,860,000円以下	

(3) 旧被扶養者減免の適用期間の見直し

被用者保険（社会保険制度）の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行した場合、当該被保険者の被扶養者は、国民健康保険の被保険者となり、国民健康保険料の負担が生じることから、現行は、経過措置として資格取得日の属する月から後期高齢者医療制度に移行するまでの間、所得割額を全額、被保険者均等割額・世帯別平等割額を半額、それぞれ減免適用としていたが、改正後は、資格取得日の属する月から2年を経過する月までの間に限り、被保険者均等割額・世帯別平等割額を半額、減免適用（所得割額の減免期間については、現行のまま経過措置が継続される。）とすることから、それにかかる所要の改正が必要となる。

【イメージ図】



【旧被扶養者減免の内容】

《応能保険料》  
 (ア) 所得割額について全額減免とする。  
 《応益保険料》  
 (イ) 旧被扶養者に係る被保険者均等割額を半額とする。  
 (ウ) 旧被扶養者のみで構成されている世帯別平等割を半額とする。  
 ※すでに7割軽減、5割軽減に該当している場合を除く

